

覚えておこう！

クーリング・オフ制度

消費生活センター ☎ 443・9078

クーリング・オフって

どうやるの？

「契約をしてしまったが、解約したい・・・」そんな時のために、クーリング・オフ制度を覚えておきましょう。

クーリング・

オフ制度って？

訪問販売などで、消費者がいったん申し込みや契約をした場合でも、一定期間内であれば、一方的に無条件で契約を解除できる制度です。

◇契約書面を受け取った日を含めて期間内（8日間または20日間）にはがきで通知します。

◇販売会社の代表者宛てに通知します。

◇通知する際は、はがきの両面をコピーし、特定記録郵便または簡易書留で出し、はがきのコピーと郵便局発行の受領書を一緒に保管します。

◇クレジット利用の場合は、必ずクレジット会社にも同様の通知を出します。

クーリング・オフ

できない場合があります

◇3,000円未満のものを現金で購入した場合

◇健康食品や化粧品などの消耗品の一部を使用した場合（布団、学習教材、下着などは消耗品ではありません。）

◇自動車を購入した場合（リース含む。）

通信販売はクーリング・

オフの対象外です

通信販売（インターネット取引を含む）の場合、広告に記載されている返品特約（「10日間は返品できます」「返品はお受けできません」など）に従います。万一、返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば、返品することができます。返品送料は購入者の負担になります。

通知の書き方の例

契約解除通知

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○年○月○日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○円

販売会社 ○○株式会社○○営業所

担当者 ○○ ○○

支払った代金○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○○年○月○日

契約者住所 ○○市○○町○○番地

氏名 ○○ ○○

※ 少しでも不安に思ったときは、消費生活センターへご相談ください。